

※受付年月日

彦根市長 あて

宛名番号:

児童手当・特例給付 認定請求書

※太枠内を記入の上ご提出ください。

次のとおり児童手当・特例給付の申請をするとともに、その支給要件の該当性を審査するため、彦根市が下記の請求者および配偶者等に関する必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。

Application form for Child Allowance and Special Allowance. Includes sections for applicant information, spouse information, financial institutions, and tax details.

※備考 ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。 ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。

(裏面)

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名および代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。  
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、請求者名義の口座情報を記入してください。  
また、口座情報のわかるもの（通帳の写し等）の添付が必要となります。  
ア 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座として、**登録済みの**公金受取口座の利用を希望する場合は、「公金受取口座を利用します。」の記入欄に「レ」点を入れてください。この場合、⑧の欄における支払希望金融機関の記載および口座情報のわかるものの添付は必要ありません。  
イ 両方に記載があった場合は、原則、⑧の欄の支払希望金融機関への振込を優先することとし、公金受取口座としてのご利用はいただけません。
- 5 ②、③、④、⑤、⑭、⑮および⑯の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 ⑨、⑩、⑪および⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
⑬の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 7 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 9 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 10 ⑭の欄は、⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。  
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者または高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限りです。）であるときは、当該欄の余白に「四種」または「高任」と記入してください。
- 11 ⑮の欄は、市町村民税または特別区民税における同一生計配偶者および扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者および老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 12 ⑯の欄は、請求者および配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税または特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得または雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額および雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額および短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）ならびに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。  
なお、市町村民税または特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除または勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 13 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人または父母指定者である場合を除く。）  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
ク 請求者または配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者または配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をい

備考

- 1 ⑦の欄を除き、必要があるときは、所要の変更または調整を加えることができる。
- 2 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。